

令和 7 年第 2 回
曾於市農業委員會總會議事録

令和 7 年 2 月 20 日
曾於市農業委員會

第2回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和7年2月20日（木） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番		8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員 7 番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 4 番 〇〇〇〇〇、5 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政課長補佐 兼農地係長	〇〇〇〇〇	農政係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日 令和7年2月20日（木） 午前10時25分

令和7年第2回曾於市農業委員会総会日程

令和7年2月20日（木）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第11号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について
- 議案第12号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第13号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について
- 議案第14号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第15号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第16号 非農地証明願について
- 議案第17号 農地の用途変更届（200㎡未満）について
- 議案第18号 農用地等のあっせんについて
- 議案第19号 農用地利用集積計画について（利用権設定）
- 議案第20号 農用地利用集積計画について（所有権移転）
- 議案第21号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年5月1日始期分）
- 議案第22号 地域農業経営基盤強化促進計画（案）に係る意見について

(2) 報告

- 報告第2号 合意解約等の報告

4 その他

令和7年第2回曾於市農業委員会総会

令和7年2月20日（木） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。1月、2月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第2回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。4番○○○○○委員、5番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第11号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

財部1号について、2月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。借人は曾於市在住で、申請地が自宅に近く営農しやすい環境にあったことから、今回の申請地について、貸人からの要望で1年前より借り受けて作付けしていたもので、今回改めて許可を得て、申請地を借受け新規就農するものです。農業機械については、トラクター、軽トラを所有しており、田植機については、妻の祖父が所有していたものを共同で管理しており、確実な営農が見込まれます。調査結果の総合意見は、借人は、借受けする農地には、水稻、露地野菜等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

営農計画書には、田んぼが2,076 a、畑が4,220 a、計の6,296 aとありますが、この総会の資料には、田んぼだけとなっていますが、どちらが当たり前ですか。

○事務局（○○○○○係長）

現地の方を確認しましたところ、全て田んぼというふうになっておりますので、畑ではなくて田んぼということになります。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第11号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第12号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する大隅16及び大隅17を除いて、審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

それでは、調査委員において現地調査を行っておりますので、大隅16及び大隅17を除いて、順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

末吉8号について、2月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、受人は、取得する農地には、ゆずを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15番委員（○○○○○）

末吉9号について、2月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

末吉10号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人はいここです。今回取得する農地は、受人の自宅及び所有する田んぼに隣接しています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

末吉11号について、2月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。農業機械はトラクター、モア、草刈り機、小型管理機、軽トラックを所有しており、出荷先は、ゆず搾汁センターを予定しています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ゆずを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

大隅12号について、2月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。申請地は、約20年ぐらい前から受人が耕作していたもので、今回許可を得て取得するものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

大隅13号について、2月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、そば、菜種を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

財部14号について、2月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部15号について、2月16日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第12号農地法第3条所有権移転による許可申請については、議事参与の制限に該当する2件を除いて、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

続いて、大隅16及び大隅17を議題といたします。本件は、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅16号について、2月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は親戚です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅17号については、受人が大隅16号と同一人ですので、総合意見のみ報告いたします。受人と渡人は長年の知人です。譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員 (〇〇〇〇〇〇)

〇〇〇〇〇〇さんにおかれましては、タブレットで見る限り、不耕作の黄色が4筆あるようですが、どうなっていますか。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

〇〇〇〇〇〇さんの経営農地ですが、A判定があるんですけれども、今回3条の申請に当たり、対応を行っていただいて、耕うんとかしていただいて、耕作可能状態となって利用をされるということです。ただ、土砂が崩れたり、水はけが悪い沼田になっている所がありまして、そこについての借入地は、合意解約をいただいたり、今後する予定ということで、回答いただいています。荒廃農地状態となっていたのは、申し訳ないんですけども何とか農地として利用できないかと思案錯誤していたので、ちょっとこういう状態になっていて、すみませんということでした。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

○5番委員 (〇〇〇〇〇〇)

4筆とも本人名義のじゃなかったですか。それと、もう既に耕作される状態になっているんですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

数としてはですね、借入地が10筆、所有地が6筆あるんですけれども、借入地の方は、もう合意解約とかですね、することになっています。あと所有地の方なんですけれども、耕作できる所もあるんですけれども、やはりちょっと耕作できない状態になっていて、そういう所は、ちょっとどうしようもないところがあるんですけれども、そこまで荒れないように管理をされるということです。A判定で荒廃農地となっている所が、16筆ありまして、6筆については、耕作利用可能状態になっているんですけれども、残り10筆のうちに、合意解約をもらえる所が7筆あるんですけれども、残り3筆については、自己の所有地となっていて、そちらの方が沼田状態になっていて、どうしてもちょっと利用はもうできないという所になっております。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

沼田で利用できないから、荒地でいいってなれば、どんどんそれでいいんですよね。それを何とかする方法とかないんですかね。まあ以前ですね、農業委員会で身内に甘いんじゃないかというような意見も出ていたんですよ。だから身内には特に厳しくしてないと、ほかの人から言われるものですから。

○13番委員（○○○○○）

今その○○○○○委員の件で話がありますけども、実際、私もですね、それは言いました。それです、今、○○○○○委員が言ったように、沼田の所はですね、確かにもう耕作ができるか、できないというのは、その人の判断だと思います。それです、私が言ったのは、植えなくてもいいから管理はしとってくださいということは言いました。そうでないと、ただ沼田で管理もしない、そのままやれば、それは理由にならないよということは、本人には伝えてあります。だから、沼田の所に関して、まあ我々もそれを強制で作れということは言えないので、できないことはできないと思うんで、来年始まる年の秋口ですか、今でもいいんでしょうけど、排水をするとか、排水が可能なのか、不可能なのかという面もありますから、とりあえず、管理だけをしないと隣近所の人と言いますよと、農業委員ですから、そういうところは目が光ってると言いますんで、そのようには伝えてます。本人に聞いたら、今朝も聞いたんです。そしたら一応、土手払いはしてるということだったので、そうですかと、きれいにしなさいよということは、話はしてあります。あとは本人がそれを実行しているのか、実行するのかという問題で、あと、その荒地の所は、合意解約を今進めているというのと、もう進めたというのは聞いておりますので、私も全部は把握してないですけど、とりあえず、言ったように分かっている所はそのように話はしてあります。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

できたら、そこをちゃんときれいに管理してあるか確認してから通した方がいいと、私は思います。

○11番委員（○○○○○）

とりあえず、来月、まあどっちみち無償ですよ。だから、来月の総会までだったら、大丈夫ですよ。だから、1か月ちょっと確認のために、もう1回ちょっと猶予を与えて、荒れている所、合意解約する所、それは荒れた状態で返す訳もいけませんので、ある程度きちっとして返してもらうという条件が整えば、そこで判断すればいいんじゃないかなと思います。

○議長（○○○○○会長）

今、意見がありましたけど、この件については一旦保留といたしまして、また、来月の総会でということによろしいでしょうか。

（「はい」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第12号農地法第3条所有権移転による許可申請について、大隅16及び大隅17は、保留することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は保留することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第13号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○8番委員（○○○○○）

財部6号について、2月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を

行いましたので報告いたします。申請地は、蕨原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が水田、西が宅地と水田、南が水路と市道を挟んで宅地、北が道と水路を挟んで水田です。目的実現の確実性は、一般住宅を新築する具体的計画があり確実と思われます。位置は、第1種農地に該当します。また、土地改良事業の施行区域内にあります。計画面積として、全体面積499.05㎡に居宅1棟の建築面積110㎡は、周囲の状況からみても適当と思われます。排水、被害防除計画、道路条件、公害関係等も書いてありますが、一応今回は除外ですので割愛させていただきます。調査結果の総合意見として、申請地は、農振除外後は第1種農地ですが、周囲に住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅1棟を新築することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第13号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第14号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○10番委員（○○○○○）

末吉4号について、2月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんと現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、仮屋自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が原野、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、農業用資材置場を整備する面積が全体で578㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、既に砂利を敷設されています。また、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、農業用資材置場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第14号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第15号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉8号について、2月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんと現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、大沢津自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が山林、北が道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書、九電系統連系承諾書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、太陽光

○推進委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

○.5番委員 (○○○○○)

○事務局（○○○○○係長）

○議長（○○○○○会長）

(「無し」の声有り)

○議長（○○○○○会長）

(「異議無し」の声有り)

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して県知事へ進達することに

決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第16号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○10番委員（○○○○○）

末吉1号について、2月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は檜上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地と山林、西が宅地、南が道を挟んで宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地は宅地等に囲まれており、周辺に農地がないため問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成3年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。農家住宅として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第16号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第17号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○9番委員（○○○○○）

大隅1号について、2月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は東笠木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、全体面積3,536㎡のうち185㎡に倉庫及び牛舎の一部があり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、転用目的が農業用施設です。設置により耕作が不能となる面積が185㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第17号農地の用途変更届については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第18号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉10は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉11は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉12から14までは、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉15は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉16は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅17は、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅18は、3番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅19及び20は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部21から26までは、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉147と148は継続をお願いします。

○14番委員（○○○○○）

大隅150も継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅151も継続をお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅152も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部154、155も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉156、157も継続です。

○10番委員（○○○○○）

末吉158も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉159も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部160の田平下の○○○○○、○○○○○、上ノ原の○○○○○は成立、あとは継続をお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部161は継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉1、2も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉3も継続です。

○10番委員（○○○○○）

末吉4も継続をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉5は成立です。

○11番委員（○○○○○）

大隅6は継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部7と8も継続をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部9は成立です。

○議長（○○○○○会長）

大変、御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第19号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する再設定3年以上6年未満の末吉62、再設定6年以上10年未満の末吉8及び財部9を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑・意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
議案第19号農用地利用集積計画について、利用権設定は議事参与の制限に該当する3件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)
ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。
(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
続いて、再設定3年以上6年未満の末吉62を議題といたします。質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
議案第19号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定3年以上6年未満の末吉62は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)
〇〇〇〇〇委員は、復席願います。
(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。
(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
続いて、再設定6年以上10年未満の末吉8を議題といたします。質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
議案第19号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定6年以上10年未満の末吉8は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)
御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

続いて、再設定6年以上10年未満の財部9を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第19号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定6年以上10年未満の財部9は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第20号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する財部42及び財部43を除いて、審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第20号農用地利用集積計画について、所有権移転は、議事参与の制限に該当する2件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

続いて、財部42及び財部43を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第20号農用地利用集積計画について、所有権移転の財部42及び財部43は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第21号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年5月1日始期分を議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第21号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年5月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前9時50分）

（再開：午前10時00分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。次に、議案第22号地域農業経営基盤強化促進計画案に係る意見についてを議題といたします。農政課から説明をお願いします。

○農政課（○○○○○）

（地域農業経営基盤強化促進計画案について説明）

○議長（○○○○○会長）

本件について、質疑・意見はありませんか。

○11番委員（○○○○○）

地域内の農業を担う者一覧表について、属性の到達と利用者の区別をもう一回教えてください。

○農政課（○○○○○）

（属性区分の基本構想水準到達者と利用者について説明）

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○15番委員（○○○○○）

エリアが広すぎるんじゃないかと思うんですけど、これをもっと狭くするとか、そういう工夫とかできないんでしょうか。

○農政課（○○○○○）

今回2年間で作らなければいけないということで、区域も最初は、人・農地プランと同じ32地区を予定していたんですけど、そうなると話し合い活動が何回も複数回に分けて行わないといけないので農業者の皆さんも負担になるということで、今回は、とりあえず大字を基準に分けて、それを今後、ほ場整備とか事業が入る度に分けていけば良いのではないかとということで、とりあえず設定させてもらったところです。今後、分ける予定ではあります。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第22号地域農業経営基盤強化促進計画案に係る意見については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第2号合意解約等の報告については、別冊配布の38ページから48ページまでを御覧ください。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

それでは、私の方からになりますが、4月の職員の人事異動につきまして、事務局職員が対象となった場合は、3月総会で承認をいただくことになりますが、これに関する事前協議等は、私に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

それでは、3月総会の議案となりますので、よろしくお願いいたします。次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局(〇〇〇〇〇局長)

2月及び3月の行事予定、大隅地区農業委員等研修会での質問に対する回答及び市議会全員協議会への農業委員会組織再編の説明について

○事務局(〇〇〇〇〇係長)

3月現地調査、令和7年度の農地法等関係処理日程及び現地調査日程班体制について

○議長(〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和7年第2回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局(〇〇〇〇〇局長)

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和7年2月20日(木) 午前10時25分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員